

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第42条の規定に基づき、鹿追町防災会議が作成する計画であり、鹿追町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、各関係機関がその能力の全てをあげて町民の生命、財産を災害から保護するための必要事項を定め、本町災害の万全を期することを目的とする。

第2節 計画の構成

鹿追町地域防災計画は、本編の他、次の編から構成する。
資料編

第3節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2 救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
3 町防災会議（会長）	鹿追町防災会議（会長）
4 本部（長）	鹿追町災害対策本部（長）
5 町防災計画	鹿追町地域防災計画
6 防災関係機関	鹿追町防災会議条例（昭和37年条例第18号）第3条に定める委員の属する機関
7 災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害

第4節 防災計画の修正

次に掲げるような事項について必要があると認められる場合は、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他、町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称の変更、人口、面積等の数量的な変更）については、北海道知事協議を要せず、町防災会議の採決により行うこととし、変更を行った場合には、その結果を知事に報告する。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

鹿追町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

区 分	機 関 名	事務又は業務の大綱
鹿追町	町長部局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鹿追町防災会議に関すること。 2. 本部の設置及び組織の運営に関すること。 3. 防災訓練の実施及び防災思想の普及に関すること。 4. 防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。 5. 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 6. 避難の勧告又は指示及び避難者の収容に関すること。 7. 被災者の救助、死体の収容及び傷病者の救護に関すること。 8. 災害時における給水、食糧及び諸物資の供給等災害応急対策に関すること。 9. 清掃・防疫その他保健衛生に関すること。 10. 住宅の応急対策その他保護に関すること。 11. 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 12. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 13. その他町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
	鹿追町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導の実施に関すること。 2. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
北十勝消防事務組合	鹿追消防署 鹿追消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関すること。 2. 災害時における住民の生命及び財産の保護に関すること。 3. 住民の避難誘導及び人命救助並びに被災地の警戒体制に関すること。 4. 緊急時における病人、負傷者、急患の輸送に関すること。
指定地方 行政機関	帯広開発建設部 帯広道路事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一級河川直轄区間の管理、直轄区間の影響を受ける指定区間の河川工事を行なうこと。 2. 河川環境整備事業及び災害復旧を行なうこと。 3. 直轄砂防事業を行なうこと。 4. 直轄堰堤の維持管理を行なうこと。 5. 洪水予報(帯広測候所と共同)、水防警報を發表すること。 6. 一般国道並びに一般国道自動車専用道、高速自動車国道直轄区間の新設、改築、維持修繕、災害復旧及びその他の管理を行なうこと。 7. 第四種漁港、港湾及び航路の直轄工事及び災害復旧を行なうこと。 8. 国営農業農村整備事業に関する災害復旧を行なうこと。
	北海道財務局 帯広財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督に関すること。 2. 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。
	北海道農政事務所 地域第六課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における主要食糧の備蓄及び応急配給及び緊急輸送に関すること。 2. 災害応急飼料対策に必要な措置を行うこと。
	帯広測候所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 2. 観測成果を解析総合し、予警報及び情報を発表すること。 3. 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書を作成すること。 4. 防災知識の普及及び指導を行うこと。
	北海道森林管理局 帯広事務所 十勝西部森林管理署 東大雪支署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所轄国有林に関し、保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2. 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を行うこと。 3. 林野火災の予防対策の樹立及び未然防止を図ること。 4. 災害時において地方公共団体等の要請に基づき、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。

区 分	機 関 名	事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	北海道地方環境事務所 上士幌自然保護官事務所	1. 環境モニタリングに関すること。 2. 油等の大量流出による防除の協力に関すること。
自衛隊	陸上自衛隊第5旅団 鹿追駐屯地	1. 災害派遣要請権者の要請又は独自の判断に基づき、予防派遣又は事前救援を行うこと。 2. 災害派遣部隊による人命の救助・消防・水防・救援物資の輸送・道路の応急処理・応急医療・防疫・給水・通信等の支援を行うこと。
北海道	十勝総合振興局	1. 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 2. 防災に関する組織の整備を図り、物資・資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 3. 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4. 町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、総合調整を図ること。 5. 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 6. 災害救助法の適用に関すること。
	十勝総合振興局建設 管理部鹿追出張所	1. 所轄する道路及び河川について、維持管理、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2. 水防活動の技術指導に関すること。 3. 被災地における交通情報の収集及び交通道路の確保に関すること。 4. 管理河川の水位の観測及び水防警戒を行うこと。
	十勝総合振興局保健 環境部新得地域保健 支所	1. 災害時におけるじんかい収集、し尿くみ取り、死亡獣畜処理等の清掃業務について、鹿追町に指導助言を行うこと。 2. 災害時における応急医療に関すること。 3. 被災地における給水の実施、防疫の実施指導、感染症予防及び清掃指導に関すること。 4. 被災地における環境衛生及び食品衛生に関すること。 5. 被災地における保健衛生指導に関すること。 6. 被災地における医薬品及び衛生機材等の需給に関すること。
	十勝農業改良普及 センター十勝西部支所	1. 農地、農業用施設、農作物等の災害予防措置並びに防止対策の研究と技術指導を行うこと。 2. 農業災害時における農業者の早期経営の安定を図るための応急対策、病害虫の防疫指導等について、それぞれ専門分野について適切な技術指導を行うこと。
	十勝総合振興局森林室 十勝教育局	1. 林業の被害調査に関すること 2. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導の実施に関すること。 3. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
警察	新得警察署 鹿追警察官駐在所 瓜幕警察官駐在所	1. 災害時に関する情報等の収集報告及び広報活動等に関すること。 2. 避難誘導、被災者の救助その他人命保護の措置に関すること。 3. 行方不明者の調査並びに死体の検視に関すること。 4. 災害時における交通秩序の維持に関すること。 5. 災害に伴う犯罪の予防その他社会秩序の維持等治安に関すること。 6. 町等の防災機関が行う防災業務の協力に関すること。
指定公共機関	東日本電信電話(株) 北海道支店	1. 電気通信設備の維持補修に関すること。 2. 災害時における通信の確保及び修繕を行うこと。 3. 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。 4. 非常及び緊急通話の取扱を行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力(株) 新得営業所	1. 電力施設等の防災管理を行うこと。 2. 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。 3. 電力施設の災害及び復旧見込等の周知を行うこと。(公益事業令第55条)
	日本放送協会 帯広放送局	1. 気象予報(注意報を含む。)警報、並びに情報等、災害情報、防災知識の普及等災害広報に関すること。(気象業務法第15条、放送法第6条の2)
	郵便事業(株) 鹿追郵便局 郵便局(株)鹿追各郵便局	1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。 2. 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに係る非常措置に関すること。 3. 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。

区 分	機 関 名	事務又は業務の大綱
指定地方 公共機関	十勝医師会 薬剤師会十勝支部 バス協会十勝支部 獣医師会十勝支部	1. 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療、助産その他救助の実施に関すること。 2. 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。 3. 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。 4. 災害時における飼養動物の対応を行なうこと。
公共的団体 及び防災上 重要な施設 の管理者	鹿追町国民健康保険病院 トリムセンター及び一般病院	1. 災害時における医療及び防疫対策について協力すること。 2. 被災地における保健衛生指導に関すること。
	鹿追町農業協同組合 十勝農業共済組合 西部事業所 西十勝森林組合	1. 農作物の災害応急対策、指導を行うこと。 2. 被災組合員に対する資金の融資及び斡旋を行うこと。 3. 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと。 4. 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策を行うこと。 5. 農作物の需給調整を図ること。 6. 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。 7. 家畜の防疫に関すること。
	鹿追町商工会 帯広信用金庫 鹿追支店	1. 災害時における物価の安定及び救助物資の確保に関すること。 2. 被災商工業者に対する経営指導、資金の融資及び斡旋に関すること。 3. 災害時における金融に関すること。 4. 町が行う被害状況調査の協力に関すること。
	一般運送事業者	1. 災害時における救援物資及び応急用対策物資の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと。
	危険物関係施設の管理者	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関への支援を行うこと。 2. 施設内災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	鹿追町建設業協会	1. 災害時における災害応急対策、復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動に対する支援を行うこと。
	各種団体・組織	1. 災害時における応急、復旧対策について協力すること。

第6節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があるその実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 飲料水、食料等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的な参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 災害時要援護者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者、災害時要援護者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時にはたす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成
- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献